

令和3年11月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 東 森

令和3年(行コ) 第8号 行政文書一部不開示処分取消請求控訴事件

(原審・札幌地方裁判所平成30年(行ウ)第8号)

口頭弁論終結日 令和3年8月26日

5

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

1 第1審被告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

2 防衛大臣が、第1審原告に対し、平成29年10月6日付けでした行政文書の

10 一部不開示決定処分のうち、別紙2対象文書目録記載の本件対象文書1ないし1

6の各文書に含まれる「入隊後年」、「既、未婚」、「営内外」、「単身赴任」、

「単身期間」、「連鎖性」、「新職務」、「偏差値」、「段階点」、「型」、

「傾向」、「Y-G」、「備考」（ただし、このうち本件対象文書2ないし5に

15 含まれるもの除去。）、「備考（遺書）」（ただし、このうち本件対象文書1

1のN○21のものを除く。）の各項目について記載した部分を不開示とした部

分を取り消す。

3 第1審原告のその余の請求を棄却する。

4 第1審原告の控訴を棄却する。

5 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを2分し、その1を第1審原告の負担

20 とし、その余を第1審被告の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 第1審原告

(1) 原判決を次のとおり変更する。

25 (2) 防衛大臣が、第1審原告に対し、平成29年10月6日付けでした行政文書の一部不開示決定処分について、不開示とした部分のうち、氏名以外

の部分を取り消す。

2 第1審被告

(1) 原判決中第1審被告敗訴部分を取り消す。

(2) 上記の部分につき、第1審原告の請求を棄却する。

5 第2 事案の概要（以下、略語は原判決の例により、原判決を引用する場合、「原告」を「第1審原告」、「被告」を「第1審被告」、「別紙」を「本判決別紙」とそれぞれ読み替える。）

1 第1審原告が、防衛大臣に対し、法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）に基づき、陸上自衛隊北部方面隊所属の自衛隊員の自殺者数等が記載された行政文書の開示請求（本件開示請求）をしたところ、防衛大臣は、
10 陸上自衛隊全体の自衛隊員の自殺者数等が記載された本件対象文書を対象とし、本件対象文書には、法5条1号前段及び後段の不開示情報に該当する情報が含まれているとして、その一部を開示しない旨の決定（本件一部不開示決定）をした。

15 本件は、第1審原告が、第1審被告に対し、本件一部不開示決定について、不開示とした部分（本件不開示部分）のうち、氏名以外の部分の取消しを求める事案である。

原審は、第1審原告の請求を、本件一部不開示決定のうち、本件対象文書に含まれる「曜日」、「学歴」、「手段」、「方法」、「時間」、「入隊後年」、「出身」、「既、未婚」、「妻」、「海外派遣」、「営内外」、「家族」、「単身赴任」、「単身」、「単身期間」、「連鎖性」、「新職務」、「偏差値」、「段階点」、「型」、「傾向」、「Y-G」、「備考」（ただし、このうち本件対象文書2ないし5に含まれるものを除く。）、「備考（遺書）」の各項目について記載した部分を不開示とした部分を取り消す限度で認容し、その余を棄却した。
20
25

これに対し、第1審原告は請求を棄却した部分を不服として、第1審被告は

請求を認容した部分を不服として、本件各控訴を提起した。

2 関係法令の定め、前提事実、争点及び当事者の主張は、原判決を次のとおり補正し、当審における第1審原告の主張について後記3のとおり付け加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。
5

(原判決の補正)

原判決10頁9行目から10行目にかけての「「自殺月日及び曜日」」を「「自殺月日」、「曜日」」に改め、11行目の「補職」の次に「備考（遺書）」(ただし、本件対象文書11のNo.21のものに限る。)」を、15行目の「「新職務」」の次に「、「月」」をそれぞれ加える。
10

3 当審における第1審原告の主張

防衛大臣は、防衛大学校における教官、学生の懲戒処分や、懲戒処分にはなっていない事件・事故として報道された案件に関する行政文書の開示請求に対し、防衛大学校における学生の服務規律違反や学生及び職員に対する懲戒処分に関する一覧表に記載された学年、事故月日、内容、処分等を開示した（甲20ないし22、25、27、28）。このような情報は、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号ただし書イ）に該当するから、開示されるべきである。また、行政機関が報道機関に公表した情報（乙11、12）は、行政機関が秘匿の必要がないと考えたことを示しているから、これについても開示されるべきである。
15
20

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、第1審原告の請求は本件一部不開示決定のうち本判決主文2項の各項目について記載した部分を不開示とした部分の取消しを求める限度で理由があり、その余は理由がないと判断する。

25 その理由は、原判決を次のとおり補正し、当審における第1審原告の主張に対する判断を後記2のとおり付け加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の

「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

(1) 原判決13頁13行目の「であるところ、」の次に「法6条2項が「みなして」という文言を用いていることに照らし、」を加え、同19行目の「1行につき1名の」から同20行目の「個人に関する情報」までを「自殺した自衛隊員ごとに概ね1行に個人に関する情報」に改める。

(2) 原判決15頁24行目の「「自殺月日及び曜日」」を「「自殺月日」、「曜日」」に改め、同25行目末尾に「、「備考（遺書）」（ただし、本件対象文書11のNo.21のものに限る。）」を、同16頁3行目末尾に「、「月」」をそれぞれ加える。

(3) 原判決17頁26行目末尾の次に改行して、次のとおり加える。

「d 本件対象文書は、年度ごとに自殺した自衛隊員に関する個人情報を記載した文書であり、平成13年度47名、平成14年度54名、平成15年度50名、平成16年度64名、平成17年度64名、平成18年度66名、平成19年度52名、平成20年度55名、平成21年度54名、平成22年度57名、平成23年度53名、平成24年度55名、平成25年度54名、平成26年度45名、平成27年度51名、平成28年度46名の情報の記載がある（したがって、最少は45名、最多は66名である。）（甲3の1～3の16）。

そして、個人識別性の判断に際しては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素となり、少数になればなるほど、他の情報と照合することによって個人が識別される可能性が高くなると考えられる。」

(4) 原判決18頁13行目冒頭から同17行目末尾までを、次のとおり改める。

「 「曜日」の項目がある本件対象文書1に記載された自殺した自衛隊員の数は47名であることからすると、「曜日」を開示することで、数名程度まで特定される可能性があり、これに、「事故日時」「自殺日時」等の親

族及び同僚が保有する情報と照合することにより、特定個人を識別することが可能であると考えられる。したがって、「曜日」は、個人を識別することができる記述等であると認められる。」

- 5 (5) 原判決18頁26行目末尾に「、「備考（遺書）」（ただし、本件対象文書11のNo.21のものに限る。）」を加え、同19頁9行目末尾の次に改行して、次のとおり加える。

10

「なお、本件対象文書11のNo.21の「備考（遺書）」には、括弧書きで、当該自衛隊員の「所属」の項目の記載内容と同一の内容が記載されている（弁論の全趣旨）。したがって、この部分も同様に、自殺した自衛隊員の親族及び同僚が保有する情報と照合することによって個人を識別することができる記述等であると認められる。」

- 15 (6) 原判決19頁11行目の「部隊等が所属する」を「部隊等が所在する」に、同21行目及び同22頁1行目の各「自衛隊員」をいずれも「自衛官」にそれぞれ改める。

20

- (7) 原判決23頁10行目冒頭から同13行目末尾までを、次のとおり改める。

「n 「学歴」

「学歴」には、当該自殺者の最終学歴として、「中卒」、「高卒」、「短大卒」、「大卒」、「防大」（防衛大学校を卒業したことを意味する。）、「高退」（高校を中退したことを意味する。）、「その他」のいずれかが記載されているか、空欄とされている（弁論の全趣旨）。

25

自殺した自衛隊員の親族及び同僚は、当該自衛隊員の学歴を知っているか又は容易に知り得ると考えられる。そして、学歴の中には、高校を中退した者など人数が少ないものがあること、「学歴」の項目がある本件対象文書2ないし5に記載されている自殺者の数は50名ないし64名であることからすると、学歴が開示されることにより、少なくとも自殺者を数人単位まで特定することができると考えられる。これに、「年

「年齢」，「出身」，「家族」，「方面」，「職種」等の親族及び同僚が保有する情報と照合することにより，特定個人を識別することが可能であると考えられる。

したがって，「学歴」は，個人を識別することができる記述等であると認められる。
5

o 「手段」「方法」

「手段」及び「方法」には，自殺の手段や方法が記載されている（弁論の全趣旨）。

自殺した自衛隊員の同僚は，当該自衛隊員が自殺した手段や方法を知り得ると考えられるし，自殺した自衛隊員の親族は，自衛隊から説明を受け，自殺した手段や方法を知っているものと考えられる。そして，自殺の手段・方法には特異なものがあり，これが開示されることにより個人を特定することが可能になる場合があると考えられる。また，特異なものではないとしても，本件対象文書に記載されている各年度の自殺者は多くても66名であることからすると，「手段」「方法」の開示によりある程度まで特定することが可能であると考えられる。これに加えて，
10
「年齢」，「学歴」，「出身」，「家族」，「方面」，「職種」等の親族及び同僚が保有する情報と照合することによって，特定個人を識別することが可能と考えられる。

したがって，「手段」「方法」は，個人を識別することができる記述等であると認められる。
15

p 「時間」

「時間」には，死亡推定時刻が記載されている（弁論の全趣旨）。自殺した自衛隊員の同僚は，当該自衛隊員が自殺した時間を知り得ると考えられるし，自殺した自衛隊員の親族は，自衛隊から説明を受け，あるいは死亡診断書等を見ることで，死亡推定時刻を知ることができるもの
25

と考えられ、これ自体で特定個人を識別することが可能であると考えられる。これに加えて、「月」、「曜日」、「方法」、「手段」等の自殺に関する項目や、「年齢」、「出身」、「学歴」、「家族」、「方面」、「職種」等の親族及び同僚が保有する情報と照合することにより、特定個人を識別することは可能であると考えられる。

したがって、「時間」は、個人を識別することができる記述等であると認められる。

q 「出身」

「出身」には、出身都道府県が記載されているほか、「駐屯地」の項目が記載されているものもある（弁論の全趣旨）。

「駐屯地」の項目が記載されているものについては、前記eに照らし、自殺した自衛隊員の親族及び同僚が保有する情報と照合することによって個人を特定することができるから、個人を識別することができる記述等であると認められる。「駐屯地」の項目の記載がないものについても、自殺した自衛隊員の親族及び同僚は、当該自衛隊員の出身都道府県を知っているか又は容易に知り得ると考えられるから、これに加えて、「年齢」、「学歴」、「出身」、「家族」、「方面」、「職種」等の親族及び同僚が保有する情報と照合することにより、特定個人を識別することは可能であると考えられる。

したがって、「出身」は、個人を識別することができる記述等であると認められる。

r 「妻」

「妻」には、配偶者の有無が記載されているが、自殺した自衛隊員が女性であり、配偶者が存在する場合には、「夫」又は「夫有」と記載され、配偶者が存在しない場合には、「夫無」、「無」と記載されるか空欄のままとされている（弁論の全趣旨）ので、これが開示されると、自

殺者の性別が判明し得るといえる。

前記 j のとおり、「性別」が判明すると、これと親族及び同僚が保有する情報を照合することにより、特定個人を識別することは可能であると考えられる。

5 したがって、「妻」は、個人を識別することができる記述等であると認められる。

s 「海外派遣」

「海外派遣」には、海外派遣歴の有無が記載されているほか、派遣先の場所及び第何次隊として派遣されたのかが記載されていることがある(弁論の全趣旨)。

10

自殺した自衛隊員の親族及び同僚は、当該自衛隊員の海外派遣に関する情報を知っているか又は容易に知り得ると考えられる。そして、「海外派遣」の項目がある本件対象文書 6 ないし 16 に記載された自殺者の数は、多くても 66 名であることからすると、海外派遣に関する情報が開示されることにより、少なくとも自殺者を数人単位まで特定することができると考えられる。これに加えて、「年齢」、「学歴」、「出身」、「家族」、「方面」、「職種」等の親族及び同僚が保有する情報と照合することにより、特定個人を識別することは可能であると考えられる。

15

したがって、「海外派遣」は、個人を識別することができる記述等であると認められる。

20

t 「家族」

「家族」には、自殺した自衛隊員の家族構成(父母、配偶者及び子)並びに各家族の年齢が記載されている(弁論の全趣旨)。

25

自殺した自衛隊員の親族及び同僚は、当該自衛隊員の家族構成や各家族の年齢を知っているか又は容易に知り得ると考えられる。そして、自殺者間で家族構成やその年齢が一致することはまれであるといえるし、

家族構成が同一であっても、これに加えて、「年齢」、「学歴」、「出身」、「方面」、「職種」等の親族及び同僚が保有する情報と照合することにより、特定個人を識別することは可能であると考えられる。

したがって、「家族」は、個人を識別することができる記述等であると認められる。
5

u 「単身」

「単身」には、通常、自殺した自衛隊員が単身赴任をしているか否かが記載されているが、「性別」の項目がない本件対象文書²ないし¹⁶においては、配偶者が存在しない女性で「妻」の欄に「無」と記載されるか空欄とされている場合には、「単身」の欄に性別が記載されている場合がある。また、本件対象文書において、自殺者の離婚歴やその年月、別居や離婚訴訟・調停が行われていたなどの婚姻関係に関する事項が記載されている場合がある（弁論の全趣旨）。

これによると、本件対象文書²ないし¹⁶については、「単身」欄が開示されると、自殺者の性別が判明し得るといえ、前記jのとおり、これと親族及び同僚が保有する情報とを照合することによって、特定個人を識別することが可能であると考えられる。また、離婚歴等の身分事項が明らかになると、これに「年齢」、「学歴」、「出身」、「家族」、「方面」、「職種」等の親族及び同僚が保有する情報と照合することにより、特定個人を識別することが可能になると考えられる。
15
20

したがって、「単身」は、個人を識別することができる記述等であると認められる。

v 「入隊後年」「既、未婚」「営内外」「単身赴任」「単身期間」「新職務」

標記の各項目の記載内容は、それぞれ本判決別紙³の表の「項目の意味（当該項目欄に記載されている内容）」欄のとおりである。」
25

- (8) 原判決23頁19行目の「m」を「u」に、同24頁1行目の「o」を「w」にそれぞれ改める。
- (9) 原判決23頁24行目冒頭から同26行目末尾までを、次のとおり改める。
「したがって、「入隊後年」「既、未婚」「営内外」「単身赴任」「単身期間」「新職務」は、個人識別部分には当たらないと解される。」
- (10) 原判決24頁12行目末尾の次に改行して、次のとおり加える。

「x 「月」

「月」には、当該自衛隊員が自殺した月が記載されている（弁論の全趣旨）。

自殺した自衛隊員の同僚は、当該自衛隊員が自殺した月を知り得ると考えられるし、自殺した自衛隊員の親族は、自衛隊から説明を受け、自殺した月を知っているものと考えられる。そして、本件対象文書に記載された自殺者の数は、多くても66名であることからすると、「月」を開示されることにより、少なくとも自殺者を数人単位まで特定することができると考えられる。これに加えて、「曜日」、「時間」、「方法」、「手段」等の自殺に関する項目や、「年齢」、「出身」、「学歴」、「家族」、「方面」、「職種」等の項目の親族及び同僚が保有する情報と照合することによって個人を特定することが可能であると考えられる。

したがって、「月」は、個人を識別することができる記述等であると認められる。」

- (11) 原判決24頁15行目冒頭から同21行目末尾までを、次のとおり改める。

「a 「氏名」のほか、「事故日時」、「自殺月日」、「曜日」、「報告月日」、「所属」、「駐屯地」、「階級」、「場所」、「補職」、「備考（遺書）」（ただし、このうち本件対象文書11のNo. 21のものに限る。）」、「方面」、「性別」、「職種」、「年齢」、「年齢区分」，

「任用区分」，「学歴」，「手段」，「方法」，「時間」，「出身」，
「妻」，「海外派遣」，「家族」，「単身」，「月」は，個人識別部分
に当たるので，法6条2項の部分開示の対象とはならないというべきで
ある。

5 b これに対し，「入隊後年」，「既，未婚」，「営内外」，「単身赴
任」，「単身期間」，「連鎖性」，「新職務」は，個人識別部分に当た
るとは認められないので，法6条2項の部分開示の対象となる。」

(12) 原判決25頁2行目，同27頁12行目，同28頁13行目の各「備考
(遺書)」の次に「(ただし，このうち本件対象文書11のNo.21のも
のを除く。)」をそれぞれ加える。
10

(13) 原判決28頁18行目冒頭から同22行目末尾までを，次のとおり改め
る。

15 「「入隊後年」，「既，未婚」，「営内外」，「単身赴任」，「単身期間」，
「連鎖性」，「新職務」，「偏差値」，「段階点」，「型」，「傾向」，
「Y-G」，「備考」(ただし，このうち本件対象文書2ないし5に含ま
れるものを除く。)，「備考(遺書)」(ただし，このうち本件対象文書
11のNo.21のものを除く。)」

2 当審における第1審原告の主張について

第1審原告は，前記第2の3のとおり主張する。

20 しかし，行政機関が保有する行政文書の開示請求は，法の定めるところにより
認められるものである(法3条)から，当該情報が，法5条1号の不開示情報に
該当する場合には，同号ただし書の定める情報に該当しない限り，開示義務があ
るとは認められない。そして，第1審原告が指摘する服務規律違反や懲戒処分に
に関する情報の開示や報道機関に公表されたことによって，自殺に関する個人情報
が個別的な事情に基づくことなく公にされているとの慣行が存在したものと認め
ることはできないから，自殺に関する個人情報が，「法令の規定により又は慣行

として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号ただし書イ）に該当するとは認められないし、同号ただし書の定めるそのほかの情報に該当するとも認められない。

したがって、第1審原告の上記主張を採用することはできない。

- 5 3 第1審原告及び第1審被告が主張するその他の事情はいずれも当裁判所の判断を左右しない。

第4 結論

そうすると、第1審原告の請求は、本判決主文2項の各項目について記載した部分を不開示とした部分の取消しを求める限度で理由があり、その余は理由がないから、第1審被告の控訴に基づき原判決を上記のとおり変更し、第1審原告の控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第3民事部

15

裁判長裁判官 大 竹 優 子

20

裁判官 高 木 健 司

裁判官 宮 崎 純 一 郎

(別紙 1)

当事者目録

5

	控訴人兼被控訴人	佐藤 博文
(以下「第1審原告」という。)		
	同訴訟代理人弁護士	池田 賢太
	同	小野寺 信勝
10	同	橋本 祐樹
	同	井田 妙子
	同	山田 佳以
	同	坂貴之
	同	平澤 頂人
	同	神保 大地
15	同	伊藤 純子
	同	皆川 洋美
	同	内藤 功
	同	河内 一功
	同	中谷 二創
	同	川口 創子
	同	田巻 紘夫
	同	青山 邦夫
	同	毛利 道信
20	同	井上 正信
	同	小野寺 義象

10

15

20

25

同

安 原

浩

東京都千代田区霞が関 1-1-1

被控訴人兼控訴人

国

(以下「第1審被告」という。)

5

同代表者法務大臣

古 褒 久

10

処 分 行 政 庁

防 衛 大 臣

15

第1審被告指定代理人

鬼 頭 忠 広

20

同

内 田 英 治

25

同

居 城 美 佐 子

同

石 森 萌 子

同

杉 本 信 司

同

田 松 晋 治

同

高 本 崇 宏

同

倉 橋 光 典

同

三 上 田 典 也

同

上 田 昭 訓

同

畠 中 木 訓

同

若 木 美 享

同

平 山 輝 享

同

佐 藤 泰 幸

同

林 田 真 秀

同

佐 木 路 史

同

閑 澤 淳 岳

同

昔 農 澤 知 賢

同

男 澤 知 賢

(別紙2)

対象文書目録

略称	行政文書の名称
本件対象文書1	H13
本件対象文書2	平成14年度自殺者一覧表（14.4.1～15.3.31）
本件対象文書3	平成15年度自殺者一覧表（15.4.1～16.3.31）
本件対象文書4	平成16年度自殺者一覧表（16.4.1～17.3.31）
本件対象文書5	平成17年度自殺者一覧表（17.4.1～18.3.31）
本件対象文書6	平成18年度自殺者一覧表（18.4.1～19.3.31）
本件対象文書7	平成19年度自殺者一覧表（19.4.1～20.3.31）
本件対象文書8	平成20年度自殺者一覧表（20.4.1～21.3.31）
本件対象文書9	平成21年度自殺者一覧表（21.4.1～22.3.31）
本件対象文書10	平成22年度自殺者一覧表（22.4.1～23.3.31）
本件対象文書11	平成23年度自殺者一覧表（23.4.1～24.3.31）
本件対象文書12	平成24年度自殺者一覧表（24.4.1～25.3.31）
本件対象文書13	平成25年度自殺者一覧表（25.4.1～26.3.31）
本件対象文書14	平成26年度自殺者一覧表（26.4.1～27.3.31）
本件対象文書15	平成27年度自殺者一覧表（27.4.1～28.3.31）
本件対象文書16	平成28年度自殺者一覧表（28.4.1～29.3.31）

(別紙3)

本性対象文書

年々販賣量

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	妻
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	海外派遣歴
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	當舎内外
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	當舎内居住・當舎外居住の別
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	家族構成
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	単身赴任該当の有無
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	単身
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	単身期間
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	単身赴任の期間
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	連鎖性
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	連鎖自殺該当の有無
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自殺直前の異動、補職替えの有無等
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	新職務
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	補職
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	処分歴
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	過去の懲戒処分歴
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	部隊等が把握している借財の有無、金額等
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	疾病・通院歴
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特記事項(離婚、昇任等)
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	偏差値
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	段階点
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	型
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	傾向
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Y-G
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	備考
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本件対象文書2ないし5は自殺の遠因(推定)や遺書の有無等、様々な特記事項を記載。本件対象文書6ないし8は遺書の有無のみを記載
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	遺書の有無

偏差値

言語構成、查照、計算、図形、文章推理、記憶の6項目からなるT75式知能検査の得点から換算した偏差値であり、その数値は9～88の範囲
段階点
上記T75式知能検査の偏差値をグルーピ化したもので、偏差値9～24を段階点1、偏差値25～34を段階点2、偏差値35～44を段階点3、偏差値45～54
を段階点4、偏差値55～64を段階点5、偏差値65～74を段階点6、偏差値75～88を段階点7に区分
型
連続した足し算の作業により作業ぶりや人格特徴を調査する内田クレペリン精神検査(警察、民間企業等でも使用)の結果であり、アルファベットの組合せで
示すもの。

傾向

上記クレペリン検査の結果であり、型のほか、特異傾向が認められた場合に数字で示すもの。
Y-G
100個以上の簡単な質問により受検者の性格傾向を調査するY-G性格検査(平成10年以降の入隊者は、類似のAEPS性格検査に変更)の結果をA～Fの
6つの類と典型、準型、混合型の3つの型に分類したもの。

これは正本である。

令和 3 年 1 月 9 日

札幌高等裁判所第 3 民事部

裁判所書記官

東 森 美矢子

